

【学校感染症の種類と出席停止期間について】

第1種

- ・エボラ出血熱
- ・痘そう
- ・マールブルグ病
- ・南米出血熱
- ・急性灰白髄炎
- ・重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）
- ・中東呼吸器症候群（病原体が MARS コロナウイルスであるものに限る）
- ・クリミア・コンゴ出血熱
- ・ペスト
- ・ラッサ熱
- ・ジフテリア
- ・鳥インフルエンザ（インフルエンザ H5N1）

治癒するまで出席停止となります。
登校には、医療機関発行の「治癒証明書」（文書料あり）が必要です。受診の際に発行してもらってください。

第2種

① 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
② 麻疹	解熱後3日を経過するまで。
③ 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
④ 風疹	発しんが消失するまで。
⑤ 水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
⑥ 咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
⑦ 結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
⑧ 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
⑨ インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで。
⑩ 新型コロナウイルス感染症	発症した翌日を1日目として5日間を経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで。

第2種の①～⑧は、登校には、医療機関発行の「治癒証明書」（文書料あり）が必要です。受診の際に発行してもらってください。

第2種の⑨⑩は、学校が発行する「学校感染症治癒報告書」に、医師の指示に従い、保護者が必要事項を記入し、学校へ提出してください。

第3種

- ① コレラ ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症
④腸チフス ⑤パラチフス ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎

※その他の感染症

感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹など

第3種の①～⑦は、登校には、医療機関発行の「治癒証明書」（文書料あり）が必要です。受診の際に発行してもらってください。

第3種の※その他の感染症は、学校が発行する「学校感染症治癒報告書」に、医師の指示に従い、保護者が必要事項を記入し、学校へ提出してください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス・その他の感染症用

【この用紙は、保護者の方が記入し、登校の際にお子様に持たせてください。】

令和____年____月____日

浦安市立富岡中学校長 様

____年 ____組 氏名

保護者氏名

学校感染症治癒報告書

- 1 疾患名 () 新型コロナウイルス
() インフルエンザ (A ・ B)
() その他の感染症 ()
- 2 医療機関名 (初診日 ____月 ____日)
- 3 発症日 ____月 ____日 ()
- 4 登校許可日 ____月 ____日 ()

<参考>

◆インフルエンザの場合

発症日(急な発熱など)の翌日を1日目として、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内	登校可能	
発症			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
発症				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

◆新型コロナウイルス感染症の場合

- 発症した翌日を1日目として5日間を経過し、かつ、症状軽快後24時間を経過するまで。
- なお、発症日から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。

※必ず医師の指示に従ってください。他の感染症の出席停止期間については裏面を参照してください。